

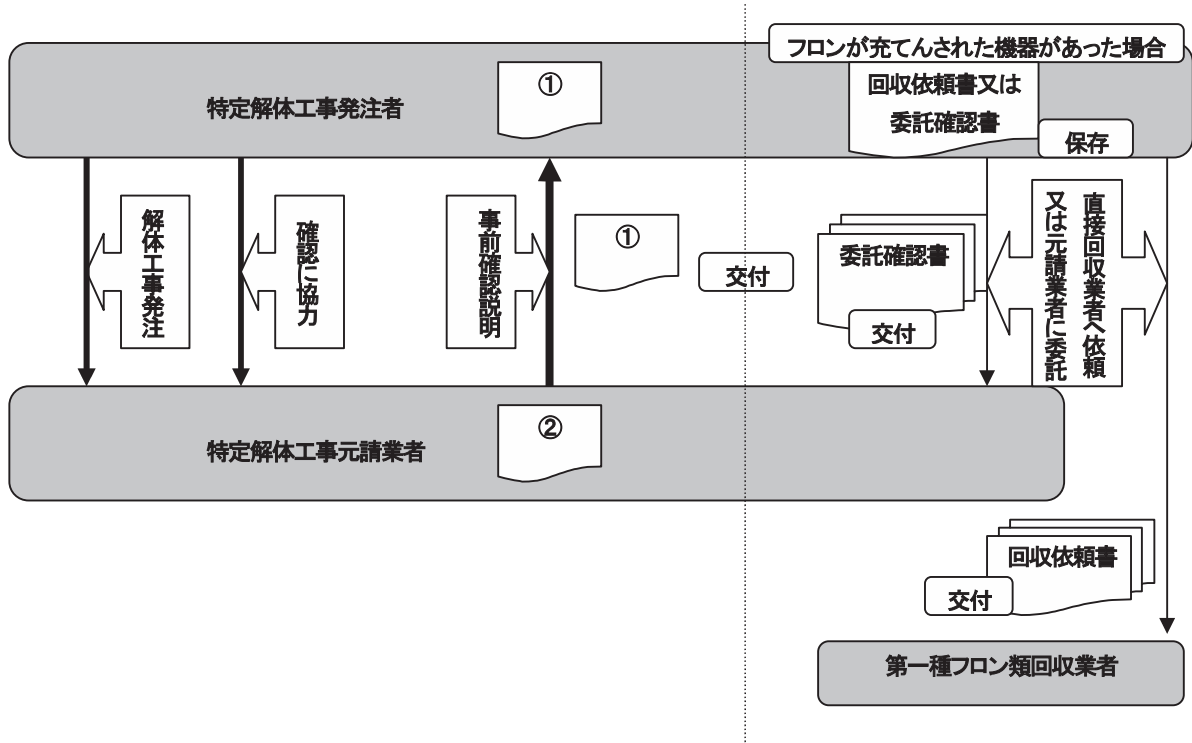
フロン回収・破壊法

設置機器事前確認書

(建物解体の際に事前に業務用冷凍・空調機器設置の有無について説明する書面)

この様式は、フロン回収破壊法第19条の2に規定する特定解体工事の依頼があった場合、それを請け負おうとする特定解体工事元請業者が、当該工事発注者に「第一種特定製品設置の有無等」を説明するときに使用します。

- ①「フロン類回収破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①」(設置機器事前確認書)
- ②「フロン類回収破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書②」(設置機器事前確認書)



- (1) 特定解体工事元請業者(元請業者)は、建物解体を請け負おうとする場合、「第一種特定製品の有無」について確認のうえ、①を、特定解体工事をしようとする者(発注者)に交付し説明する。
- (2) ただし、「機器が設置されていないこと明らかな場合」は確認・説明する必要はない。
例えば、a) 解体対象の建物が「東屋」のような場合
b) 発注者から既にフロンを回収した「引取証明書」又はその写しを提示された場合 等である。
- (3) 発注者は、解体工事を発注した場合は、元請業者より「機器設置の有無」の説明を書面①にて受けるとともに、元請業者が行う機器設置の有無確認に対して、協力をしなければならない。
「協力」とは、例えば、確認のために建物内に入る許可や図面を提供する等を言う。
- (4) 発注者は、解体対象建物に「第一種特定製品」があった場合、フロン回収を第一種フロン類回収業者に直接依頼するか、元請業者に委託することが必要。(様式は下記へ)

※当該事前確認書は、建設リサイクル法の説明と同時に行う場合の、添付資料④となります。

様式については、「JRECO」のホームページ <http://www.jreco.or.jp> からダウンロードできます。

設置機器事前確認書

(フロン回収・破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

(特定解体工事発注者用)

書面の交付年月日 年 月 日

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名

印

電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の確保に関する法律第19条の2第1項及び特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第2条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称			
特定解体工事の場所			
第一種特定製品の設置の有無			
あり		なし	
「あり」の場合その種類と台数		「なし」の理由(該当するものに○印)	
エアコンディショナー	冷蔵機器及び冷凍機器	① 対象機器の設置はもともとなし	
台	台	② 対象機器は廃棄済みである	
		③ 対象機器はフロン回収済みである	
		④ 家庭用機器のみである(家電リサイクル法で処理)	
		⑤ その他(具体的にその理由を明記下さい)	
特定工事発注者の皆様へ			
※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者にフロン類の回収を依頼する必要があります。			
※フロン回収を委託する場合には、別に定める書面(委託確認書)を交付する必要があります。			
※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類回収業者・回収関係機関にご相談下さい。			
※表紙の裏側に、設置されている機器の詳細を説明しております。			

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

(下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)

様式については「日本冷媒・環境保全機構(JRECO)」のホームページからダウンロード出来ます。www.jreco.or.jp

設置機器事前確認書

(フロン回収・破壊法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書②)

(特定解体工事発注者用)

書面の交付年月日 年 月 日

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事元請業者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事責任者氏名

印

電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の確保に関する法律第19条の2第1項及び特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令第2条の規定により、下記の建築物等における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果について下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称		
特定解体工事の場所		
第一種特定製品の設置の有無		
あり		なし
「あり」の場合その種類と台数		「なし」の理由(該当するものに○印)
エアコンディショナー	冷蔵機器及び冷凍機器	① 対象機器の設置はもともとなし
台	台	② 対象機器は廃棄済みである
		③ 対象機器はフロン回収済みである
		④ 家庭用機器のみである(家電リサイクル法で処理)
		⑤ その他(具体的にその理由を明記下さい)

特定工事発注者の皆様へ
※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者にフロン類の回収を依頼する必要があります。
※フロン回収を委託する場合には、別に定める書面(委託確認書)を交付する必要があります。
※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類回収業者・回収関係機関にご相談下さい。
※表紙の裏側に、設置されている機器の詳細を説明しております。

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

(下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)

※様式については「日本冷媒・環境保全機構(JRECO)」のホームページからダウンロード出来ます。www.jreco.or.jp